

2016年度（平成28年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2016年度（平成28年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2016年（平成28年）5月26日（木）13時30分～15時00分
福山市役所本庁舎10階 入札室

3 出席者

委員	宮地委員長，大島委員，甲賀委員，山崎委員，山下委員（計5名）
関係部課長	（市長部局） 建設管理部長，環境部長，建築部長，契約課長，技術検査課長， 環境総務課長，営繕課長
	（上下水道局） 工務部長，施設部長，管財契約課長，下水道施設課長， 施設整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2015年度（平成27年度）の契約状況について，契約課長から次の通り説明を行った。

「2015年度（平成27年度）の福山市分の入札件数は674件で，落札率は87.14%，上下水道局分の入札件数は242件で，落札率は85.57%であり，2014年度（平成26年度）と比べて，福山市分の落札率が0.71ポイント，上下水道局分の落札率が1.64ポイント減少している。また，2015年度（平成27年度）の落札価格は，予定価格が1億5,000万円を超える大規模な工事の件数が減少したことなどから，福山市分の落札価格全体では約6億円，上下水道局分の落札価格全体では約30億円の減少となっている。」

続いて，2015年（平成27年）10月1日から2016年（平成28年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① （仮称）深品中継施設建設プラント工事【総合評価方式】
- ② 福山市商業施設荷捌場電動シャッター取替工事
- ③ 水呑ポンプ場プラント電気設備工事
- ④ 大津野ポンプ場屋上防水改修工事
- ⑤ 福山市上下水道局本局庁舎屋上改修工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① (仮称) 深品中継施設建設プラント工事【総合評価方式】	
Q 1	<p>この工事は、落札率は 88.5%と高くないが、予定価格が 9,500 万円を超える高額な工事にも関わらず、入札参加者が 1 者のみである。</p> <p>応札者が 1 者のみであることについての見解を伺いたい。</p> <p>また、この工事の設計時において、施工者、機器メーカー等が限定されるような特殊な機器、特殊な方式の採用の有無を伺いたい。</p>
A 1	<p>この工事は、汚泥再生処理センターへ、し尿等輸送の効率化及び安定的な収集体制を図るため、老朽化の著しい深品し尿処理場を解体し、跡地に中継施設を建設する工事である。</p> <p>この工事の入札参加資格については、工事の内容から建設業法上の業種としては「機械器具設置工事」とし、また設計段階より下請発注額が 3,000 万円以上になることが想定されたため、同じく建設業法の規定により「特定建設業の許可」を求めたものであるが、入札参加者に過去の施工実績を求めなかったことから、施工者を限定するものではなく、他の業者も入札参加が可能であったことから、結果として 1 者のみの応札となったが、競争性は確保されていたものと認識している。</p> <p>また今回設置した機器は、すべて一般的なものであり、施工者、機器メーカーが限定されるような特殊な機器ではなく、特殊な方式の施工方法を採用した工事でもなかった。</p>
Q 2	<p>入札参加が可能な業者は市内にどのくらいいたのか。</p>
A 2	<p>「機械器具設置工事」の認定があり、「特定建設業の許可」を持つ福山市の入札参加資格認定業者は、3 者はいると考えたうえでの入札であった。</p>

抽出案件② 福山市商業施設荷捌場電動シャッター取替工事

Q 3 緊急を要する工事であることは理解できるが、工事内容自体は特殊なものではなく、資格を有する業者であれば、十分に施工が可能であると思われる。
点検確認および業者の選定の経緯について伺いたい。

A 3 この工事は、福山市商業施設（エフピコR i M）の1階荷捌場に設置してある大型電動シャッターが、経年劣化に伴い動作不良を起こしたため、取替を行ったものである。

日常的な点検確認については、「福山市商業施設（エフピコR i M）運営維持管理業務委託」の受託者が、施設管理者として行っており、本件については、シャッター開閉時に異音が発生し、巻き上がりの状態に異常がある旨について、本市に報告があったものである。

報告を受けて本市職員が現地調査を行ったところ、当該施設は竣工から23年余りが経過していることもあって劣化が著しく進行していることが判明した。

また営業中の商業施設でもあることから、施設の運営及び防犯に支障をきたさないよう、緊急修繕の対応が必要であると判断したものである。

なお、業者選定にあたっては、施設の営業やセキュリティに影響を与えないよう施設管理者と綿密な調整を行いながら、迅速、適切な対応をとる必要があることから、当該施設建築時のJV（共同企業体）構成員であり、これまでも大規模改修工事や修繕工事を実施してきた実績を有し、施設に精通し、施工上の知識や経験も豊富である当該業者と随意契約をしたものである。

Q 4 竣工から20年を越えた建物で、経年劣化も当然予測される訳であるが、これまで修理若しくは取替などを予測して行うことはできなかったのか。特に、今回は随意契約で落札率98.2%ということもあり、動作不良を起こす前にあらかじめ入札ができたのではないか。管理体制も含めて知りたい。

A 4 定期的、日常的な点検については、「福山市商業施設（エフピコR i M）運営維持管理業務委託契約」に基づき施設管理者が行っており、その業務委託の内容では、電動シャッターについて定期的に動作状況を点検するような項目は含まれていない。日常的に異常があったり、見回り点検をしている中で気が付があれば、手回りの工具で修繕できる状況のものについては施設管理者が修繕し、大掛かりな修繕が必要なものについては福山市に報告することとなっている。

Q 5	<p>施設に精通している業者を選んだということであったが、工事の内容として、やはり既存施設に精通していなくてはならなかったのか。</p>
A 5	<p>シャッターの取替にあたっては、工程上、シャッター付近のスプリンクラーや施設本体である天井の一部を撤去及び復旧する必要があった点、また営業中の商業施設であるという点で、施設全体について精通している当該業者を選定したものである。</p>
Q 6	<p>施設を管理している委託業者から動作不良があったという報告を受けたのはいつか。</p>
A 6	<p>2016年（平成28年）の1月末であった。 （補足）この工事の契約日は2016年（平成28年）2月19日である。</p>
Q 7	<p>当該施設は所有者が転々としている物件であり、現在福山市が買い取った形になっているが、当初の設計図面については引継ぎを受けているのか。</p>
A 7	<p>図面については引継ぎを受けている。</p>
Q 8	<p>随意契約の業者選定理由について、目的が、「緊急かつ短期間に工事を行う必要がある」というものであり、その条件として「緊急修繕の実績がある」「施工上の知識、経験を有している」とされているが、これらの条件では1者に絞り込まれることはないと思われる。</p> <p>「直近業者で既存施設に精通している」というところが、大きな決め手になったと思われるが、20年以上前に竣工した施設で同じ担当者がいるかも不明であるし、建設時には市の所管でなかった施設について、大きな決め手になりえるかについてやや疑問がある。</p>
A 8	<p>随意契約の相手方である当該業者と現在の福山市商業施設（エフピコR i M）との関わりについて調べたところ、民間施設として建設した際のJVに構成員として参加しており、また、民間商業施設から福山市商業施設（ロツツ）に移行した際も単体で大規模改修工事を行っている。</p> <p>それ以降も、この度のシャッター取替工事以外にも修繕工事の実績がある点を踏まえて、当該施設の「緊急修繕の実績」「施工上の知識、経験」を当該業者が有していると考えたものである。</p>

抽出案件③ 水呑ポンプ場プラント電気設備工事	
Q 9	<p>予定価格が 6,600 万円を超える工事にも関わらず、入札参加者が 1 者のみであり、しかも落札率が 99.9%と非常に高い。</p> <p>34 番（水呑ポンプ場ポンプ設備工事）、35 番（水呑ポンプ場除塵機設備工事）の関連工事と思われるが、34、35 番は入札参加者が複数であり、本件は応札者が 1 者のみであること、落札率が 99.9%と非常に高いことについての経緯、見解を伺いたい。</p> <p>また、設計内容に、特殊性は無かったかについても伺いたい。</p>
A 9	<p>この工事は、水呑ポンプ場ポンプ設備工事及び除塵機設備工事に伴うプラント電気設備工事である。</p> <p>工事の内容としては、電気の専門工事として発注している。</p> <p>既設のポンプ・除塵機（各 2 基）と今回設置するポンプ・除塵機（各 1 基）との運転制御の連携をとる必要があるため、既設の制御システムを改造することが必要不可欠になる。そのため、雨水ポンプ場の施工実績がある業者を求め、一般競争入札を実施したものである。既設の制御システムの改造ということで応札者が少なかったものと考えられる。</p> <p>なお、この条件で入札参加資格を有する業者は、工事实績情報サービス（CORINS）で 8 者と事前に把握していたが、結果的に参加者が 1 者で落札率が 99.9%と高い落札率になることは予想していなかった。</p> <p>また、設計内容に特殊性は無かった。</p>
Q10	<p>既設設備の改造ということであるが、既設設備の管理等に当該落札業者が関わることはあったのか。</p>
A10	<p>メンテナンスには当該業者は関わっていない。</p>
Q11	<p>入札参加可能な業者が 8 者いて、結局 1 者しか入札していないということに違和感があるが、他の会社が何か事情があって参加していないのかなど、把握しているのか。</p>
A11	<p>工事实績情報サービスで、入札公告で求めた施工実績をクリアしている業者が 8 者あるということは確認していたが、開札以前の段階で、結果として応札が 1 者であるということ把握するすべはなかった。</p>

Q12	この工事は改造ということであり、既存の設備とのとり合いがあると思われるが、最初に造った業者が今回の契約業者なのか。
A12	今回の契約業者ではなかった。
Q13	今回の工事について、水呑ポンプ場ポンプ設備工事、水呑ポンプ場除塵機設備工事を含めた関連工事3件を一体として、発注及び契約するという選択肢はなかったのか。一般的に、電気工事や水道、給排水工事などを一体的に発注すれば、全体の契約金額は安くなると思われる。
A13	ご指摘の点については、上下水道局の発注方式を検討する「審査会」という会議の中で検討を行った。しかし、今回のプラント電気設備工事だけでも税込予定価格6,700万円近い高額な工事になり、一体で発注するよりは、できるだけその工種にあった発注を行い、市内業者が受注する機会を確保したほうがよいと考え、3件別々に発注することを決めた経緯である。
Q13	電気工事で、福山市内にこのくらいの工事をする業者が結構あるのか。
A13	入札参加資格を有すると事前に確認していた8者のうち、市内に本店を有する業者は4者であった。
抽出案件④ 大津野ポンプ場屋上防水改修工事	
Q14	入札参加者が2者であるが、1者は失格し、契約金額が、予定価格と全く同じである。予定価格が300万円弱ではあるにしても、税別で考えても1,000円の単位まで同じであることに違和感を持つが、これについての見解を伺いたい。 予定価格にかかわらず、近年、同様のケースの発生があったかどうかについて伺いたい。
A14	この工事は、ポンプ場の屋上防水の劣化により雨漏りが発生し、機器に悪影響を与える恐れがあるために行った工事である。防水工事で専門工事発注となり、内容としては、材料費が多く含まれる工事になる。 予定価格と同額であることについては、発注時期が12月で、工期が年度末までであることや、技術者の配置の状況や手持ち工事の状況などを考慮する中で、2社の応札にとどまり、このような結果になったのではないかと考えている。 なお、同様の案件については、過去3年間において2件発生している。

<p>Q15</p> <p>A15</p> <p>Q16</p> <p>A16</p>	<p>発注工事一覧表によれば、防水工事は大体、落札率が 88%前後となっている。今回の防水工事案件に入札した 2 者のうち、最低制限価格未満で失格となった 1 者の入札額は、予定価格に対して 86.7%であるが、防水工事以外の工種では、85%や 86%、あるいはもっと低い落札率で落札している案件がある。</p> <p>防水工事については、最低制限価格の率が高いように感じられるが、どのような扱いになっているのか伺いたい。</p> <p>「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」において、最低制限価格は工事の工種ごとに算定している。本工事のような防水工事は、建築関連工事として要領に定められている算定式に、直接工事費等の設計金額の内訳を入れて計算している。</p> <p>どのような防水なのかについて伺いたい。また発注の際、どのような方法で図面渡しをしているのか伺いたい。金抜き設計書（工事等の設計書から設計金額の記載を除いたもの）は渡しているのか。</p> <p>防水の種類はシート防水である。また発注の際には図面に表示をし、工事の範囲や内容を伝えている。金抜き設計書も提示している。</p> <p>一般競争入札を行う際は必ず、公告とは別に金抜き設計書等をホームページ上に掲載している。これにより数量等も確認することができるようになっている。</p>
<p>抽出案件⑤ 福山市上下水道局本局庁舎屋上改修工事</p>	
<p>Q17</p> <p>A17</p>	<p>当該建物の構造が不明ではあるが、一般的には工事内容自体は特殊なものではなく、資格を有する業者であれば、十分に施工が可能であると思われる。また、落札率も比較的高い。</p> <p>随意契約方式とした経緯、当該業者を指名した経緯、工事概要、ならびに緊急工事となった経緯について伺いたい。</p> <p>この工事は、1973年（昭和48年）に竣工した本局庁舎において2016年（平成28年）1月6日に発生した、屋上に設置してある高架水槽給水管漏水発生に伴う、緊急工事である。</p> <p>屋上防水シートの亀裂部を伝い、4階物品保管庫並びに3階執務室の天井や壁に雨漏りが生じ、保管物品及び執務室に被害等を及ぼし、緊急に対応する必要があると判断したため、庁舎建築施工業者で、建物の状況にも精通し、かつ、霞町</p>

	に本社を有するなど、早期対応が可能な当該業者と随意契約したものである。
Q18	1973年（昭和48年）竣工とかなり老朽化している施設のように見受けられるが、今回の緊急対応が必要となった漏水事故は高架水槽の給水管が破裂をしたというようなものであり、一般的な雨程度で被害が出ると思えない。これを随意契約とする緊急性があったのか。
A18	1973年（昭和48年）に施工をしたもので、約43年が経過している。過去には屋上の防水シートが劣化し、何度か取替を行っている。その中で、過去にもいくらか雨漏りはあったが、屋上の高架水槽の給水管が破裂をしたということにはなかった。これが一つ大きな要因である。 高架水槽自体はかなり容量が大きいものであるが、そこに接続している給水管が破裂したことにより、水が壁の内部をつたって壁が浮いてきていたような状態にもなったため、緊急対応として発注を行った。
Q19	水道管の破裂についての日常の管理体制、チェック体制はどのようなものであったのか。
A19	高架水槽の維持管理は給排水課という部署が担当しているが、定期的に給水管を含めた高架水槽の検査はしていた。今回はその合間に漏水が起こったものである。
	以上

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況

2015年（平成27年）10月1日から2016年（平成28年）3月31日の間に指名除外措置をした4事案4者の状況について、契約課長が報告した。

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について

2016年（平成28年）11月下旬の予定

- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2016年（平成28年）4月から2016年（平成28年）9月までを対象とし、山下委員が担当する。